

# みやぎ税務会計事務所通信

《 2019年2月 》



## 税務の話題

「平成30年分 確定申告」の申告納期限は3月15日(金)！  
準備とともに所得税の計算方法を再確認しましょう！

個人事業主の方などはお馴染みの確定申告。

「そろそろ、またこの時期だなあ…」と置いていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。

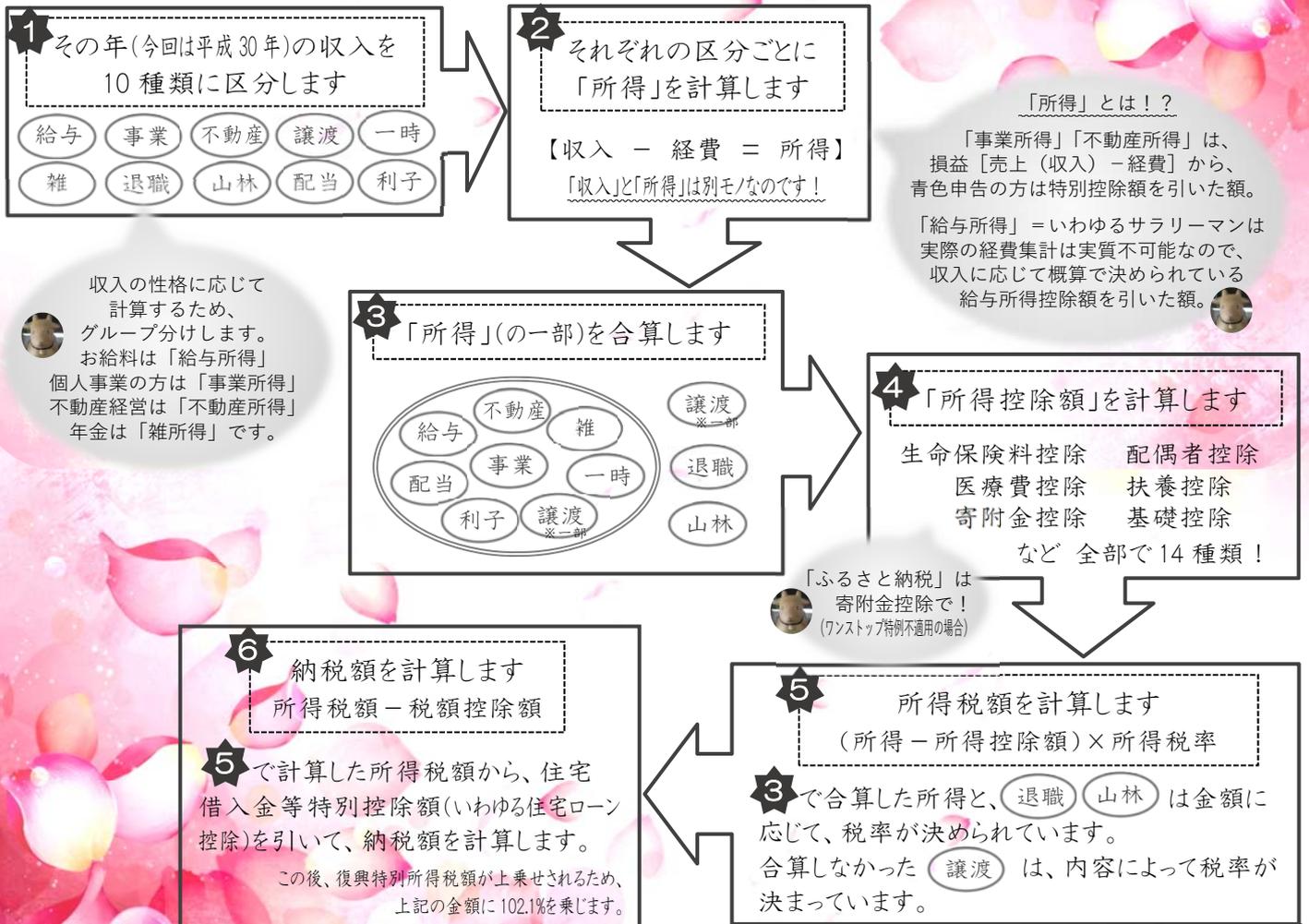
一方、勤務先からのお給与収入のみの方には、無縁と思われる確定申告。

“年末調整”がお済みの方は原則として不要ですが、必要な方もいらっしゃいますのでご確認くださいね！

今月は、所得税の計算方法をご案内いたします。

(注)説明簡略化の都合上、一部、法令に則っていない表現もございます。ご了承ください。

\*\*\*\*\*



「所得」とは!?

「事業所得」「不動産所得」は、損益 [売上(収入) - 経費] から、青色申告の方は特別控除額を引いた額。

「給与所得」=いわゆるサラリーマンは実際の経費集計は実質不可能なので、収入に応じて概算で決められている給与所得控除額を引いた額。

収入の性格に応じて計算するため、グループ分けします。  
お給料は「給与所得」  
個人事業の方は「事業所得」  
不動産経営は「不動産所得」  
年金は「雑所得」です。

おまけ  
「確定申告が必要な方」とは…

- ① 所得があり、税額が出る方。
- ② 2ヶ所以上から給与を受け取っている方。
- ③ 年末調整が済んでいない方。
- ④ 医療費控除など、年末調整で適用していない所得控除を受ける方。

平成30年分の確定申告は、「申告書の提出期限」と「納税の期限」、どちらも3月15日(金)です！  
どうぞ、お早めのご準備をお願いいたします。

なお、例年確定申告をされていない場合でも、「もしかして確定申告必要!？」と気になった際は、お気軽にお問い合わせください。